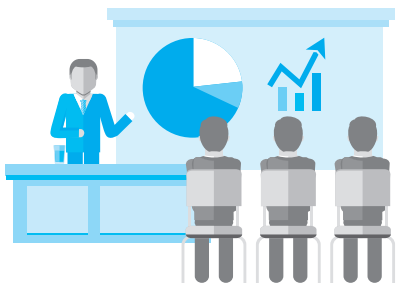


会議報告



国際会計士倫理基準審議会
ボードメンバー

かとう あつし

加藤 厚

国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) ニューヨーク 会議報告

～パートナー・ローテーション の見直しが決定、IESBAデュー プロセスの弱点が露呈、他～

2016年12月12日から15日までの間、国際会計士倫理基準審議会 (International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA) の会議が、国際会計士連盟 (International Federation of Accountants: IFAC) のニューヨーク本部にて開催された。IESBAは、パブリック・ボードメンバー 5 名、監査実務ボードメンバー 9 名、非監査実務ボードメンバー 4 名の、合計18名のボードメンバーで構成されている。議長は、パブリック・ボードメンバーのStavros Thomadakis氏である。

各ボードメンバーは 1 名のテクニカル・アドバイザーを参加させることができ、大半のボードメンバーは参加させている。そのほか、公式オブザーバー 2 名 (日本の金融庁及びECからそれぞれ 1 名)、IESBAの諮問助言グループ (Consultative Advisory Group: CAG) の議長及び公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board: PIOB) のメンバー 1 名、並びに、IESBAスタッフや一般の傍聴者も数名参加している。今回のニューヨーク会議は、ボードメンバー17名を含む総勢 30名を超す参加者があった。日本からは、パブリック・ボードメンバーの筆者と、筆者のテクニカル・アドバイザーである矢定俊博会員が参加した。

以下、今回の会議の概要を、進捗度合及び日本への影響度が高いと思われるテーマから順に報告する。

(注1) IESBAが策定しているCode of Ethics for Professional Accountantsは、本稿においては、倫理規程という。また、特に断り書きがない限り、専門用語や参照セクション・パラグラフ等はこの倫理規程のものであって、日本の倫理規則等のものではない。

(注2) 略語の意味

- ・EP (Engagement Partner): 業務執行社員 (日本: 筆頭業務執行社員に相当)
- ・KAP (Key Audit Partner): 監査業務の主要な担当社員 (日本の倫理規則上も同じ表現)
- ・EQCR (Engagement Quality Control Reviewer): 審査担当社員
- ・PIE (Public Interest Entity): 社会的影響度の高い事業体 (日本: 倫理規則上の「大会社等」)



1 2016年9月ニューヨーク会議議事録の承認とイントロダクション

前回会議(2016年9月ニューヨーク)以降のIESBAの活動等について報告があった。そして、前回会議の議事録については、審議を踏まえ、一部修正することを前提に承認された(前回会議の報告については、本誌2016年12月号の本会議報告を参照)。

2 上級職員の監査関与先への長期的関与(パートナー・ローテーションを含む)(Long Association of Senior Personnel (Including Partner Rotation) with an Audit Client)の見直し

IESBAは、倫理規程の現行セクション290「監査業務及びレビュー業務における独立性」及び同291「その他の保証業務における独立性」を改訂する公開草案「監査又は保証業務における担当者の関与先との長期的関与に係る倫理規程の一部変更案」を、2014年8月14日に公表した(本公開草案の内容の概要については、本誌2014年9月号の本会議報告を参照)。

この公開草案へ寄せられたコメントの分析及び審議を行った結果、IESBAは3つの項目について公開草案と大きく異なる暫定決定を行った。そこで、これら3つの項目だけに限定して2016年2月4日に再公開草案を公表した(再公開草案の概要については、本誌2016年2月号の本会議報告を参照)。

そして、前々回(2016年6月)及び前回(2016年9月)の会議において、この再公開草案に寄せられたコメントを分析、検討し、関係規制当局等との意見交換も終

えた結果、この規程の改訂内容が固まり、さらなる公開草案の必要性はないことを確認し、出席ボードメンバー全員の賛成によりClose-off documentとして確定した。ただし、適用日と経過措置は2016年10月の電話によるボード会議で決定することになった(本誌2016年12月号の本会議報告を参照)。

(1) PIOBによる突然の変更提案

ところが、2016年10月に予定されていた電話によるボード会議が2回も延期された挙句、結局開催されずに今回の会議にずれ込んだが、その理由は、既に確定した規程の内容をPIOBが変更するように提案してきたことであることが判明した。PIOBは、IESBA規程を最終的に承認する権限を持っているが、いざ承認をする段階になって、主に次のような大幅な変更を要求してきたのである。

① 特定の国や地域への配慮に関する規定(地域規定)の大幅な変更

2016年9月に確定した改訂内容では、特定の国や地域(EUを念頭において)への配慮に関する規定において、7年未満のEPの関与期間や強制ファームローテーション制度の採用等が特定の国や地域の規制当局等によって定められている場合には、EPのクーリングオフ期間を3年に短縮できることになっていた。しかし、PIOBは、この規定を削除して、代わりに、特定の国や地域の規制当局等が、EPの関与期間を7年を超過せず、かつ、クーリングオフ期間を5年未満と定めている場合は、その5年未満の年数又は3年のうちのいずれか長い方の期間をクーリングオフ期間とする規定を入れることを提案してきた。また、この規定は、2023年12月15日より前に開始する事業年度の財務諸表監査までしか効力を有しないという時限規定(Sunset-clause)になっている。

② クーリングオフ期間における業務制限の緩和措置の削除

2016年9月に確定した改訂内容では、主に中小監査法人等への実務的対応として、一定の条件を満たせば、EP及びEQCRのクーリングオフ期間が2年経過した後は、業務制限の内容を緩和する措置が認められていたが、PIOBはこのような緩和措置を削除するよう求めてきた。

③ 適用日に関する経過措置は規定しないこと

IESBAは当初、適用日に関する経過措置を定める予定でいたが、PIOBはその必要はないとの提案をしてきた。

PIOBが、上記のような提案をしてきたのは、IESBAの改訂内容はあまりにも複雑であること及びPIOB提案の方が公益に資するというのが主な理由のようである。

(2) 最終決定及び今後の予定

今回の会議では、このようなPIOBの提案を受け入れるべきか、もし受け入れる場合には変更部分について改めて公開草案を公表すべきかどうか審議されて決議が行われた。その結果、多少の表現変更や時限規定の記載場所の変更を行った上で、PIOBの提案内容をほぼ受け入れ(ボードメンバー1人が反対、1人が棄権)、再公開草案は公表しないこと(1人が反対)が決議された。

しかし、今回のようなハプニングは、IESBA及びIFACのデュープロセス上、大きな禍根を残すことになった。これに関する筆者の個人的な見解については、後記10(102頁)を参照のこと。

上記の決議によって、このプロジェクトの現行構成による内容が確定し、Close-off documentとして、2017年1月にIESBAのウェブサイト公表された。また、この現行構成によるClose-off documentを新しい構成に組み直した

改訂規程案について決議した結果、ボードメンバー1人が反対したものの、他の全員の賛成により確定した。これは、構成員直しプロジェクト・フェーズ2の公開草案の一部として、2017年1月に公表された。

(3) 適用日

改訂規程は、2018年12月15日以降開始事業年度の財務諸表監査から適用になる。その他の保証業務については、2018年12月15日から適用になる。両方とも、早期適用が可能である。

ただし、前述のように、地域規定に関する条文だけは、2023年12月15日より前に開始する事業年度の財務諸表監査までしか効力を有しないという時限規定(Sunset-clause)になっている。

また、やはり前述のように、適用日に関する経過措置は定められていないので、改訂規程は、前述の適用日に直ちに適用されることになる。

3 倫理規程におけるセーフガードの見直し(Review of Safeguards in the Code)

これは、倫理規程のうち、監査関与先に対する非保証業務の提供(セクション290の中の「Provision of Non-assurance Services to an Audit Client」)に関連する「セーフガード」の適切性及び効率性のレビューを行うというプロジェクトである。ただ、セクション100(PartAの総則及び基本原則の遵守)と200(PartBの総則)がセーフガードに関しての基本的な考え方を定めているため、フェーズ1として、まず、これらを先に検討、改訂して、その後で、フェーズ2として非保証業務(Non-assurance Services: NAS)に関するセーフガードを扱うことになった。

まず、2015年12月21日にフェーズ1の

公開草案が公表された(フェーズ1公開草案の概要については、本誌2016年6月号の本会議報告を参照)。

(1) フェーズ1の最終内容について基本的に合意

今回の会議では、前2回の会議に引き続いて、フェーズ1公開草案(新構成)に対して寄せられたコメントの分析及び検討を行った。その結果、出席ボードメンバー全員の賛成により、次のような修正を盛り込んだ最終内容のフェーズ1について、基本的に合意した。

① 概念的枠組み(Conceptual Framework)の適用においては、次の3段階アプローチを採用することを決定した。

- ・ 認識(Identifying threats): 5つの基本原則に対する阻害要因(Threats)を認識する。
- ・ 評価(Evaluating threats): それらの阻害要因を評価する。これには、再評価(Re-evaluating)が含まれる。
- ・ 対応(Addressing threats): それらの阻害要因を許容可能な水準にまで軽減する。これには、総合評価(Overall assessment)が含まれる。

② セーフガードの新しい定義を、次のように決定した。

セーフガードは、職業会計士が、基本原則に対する阻害要因を許容可能な水準(Acceptable level)にまで効果的に軽減する(Effectively reduce)ために、個別的に又は組み合わせて取る行動(Actions)である。しかし、ある状況においては、特定の専門業務を拒絶又は終了することによってしか阻害要因に対応できない場合もある。これは、阻害要因を除去できず、かつ、セーフガードによっても阻害要因を許容可能な水準にまで軽減することができないような状況である。

要するに、セーフガードとは、阻害要因を除去できるものではなく、単に許容可能な水準にまで軽減するにすぎないものであることを明確にしたのである。

③ 第三者テスト(Third party test)の説明(Description)を、次のように明確にした。

事情に精通し合理的な判断ができる第三者テストとは、第三者も同じ結論に到達すると思われるように行われる職業会計士による考察(Consideration)である。このような考察は、結論を下した時点において、職業会計士が知っている又は知っているとは合理的に推測できる全ての関連した事実と状況を勘案して、事情に精通し合理的な判断ができる第三者の観点から行われる。事情に精通し合理的な判断ができる第三者は、会計士である必要はなく、職業会計士による結論の適切性を、偏見のない立場から理解し評価できる適切な知識と経験を保有することを想定している。

(2) フェーズ2: 非保証業務(NAS)セクションの公開草案の決定

前回以前の会議に引き続いてフェーズ2について審議した結果、基本的には今までの会議で審議してきた内容(前回までの本会議報告を参照)に沿って公開草案を公表することを、出席ボードメンバー全員の賛成により決定した。

(3) 今後の予定

新構成により確定したフェーズ1の規程は、基本的結論に至った説明文書と共に、2017年1月にIESBAウェブサイト公表された。また、これはフェーズ2と共に2017年中には最終規程にすることが計画されている。

フェーズ2の公開草案は、2017年1月に公表された。なお、コメント募集期間は、90日間である。

4 倫理規程のPartC(企業等所属の職業会計士に関する規程)の見直し(Changes to PartC of the Code)

倫理規程PartCの見直しプロジェクトでは、以下の領域を優先的に検討することとされている。

- 経済取引について、忠実に表示する財務報告の作成及びその関連事項に対する企業等所属の職業会計士(Professional Accountants in Business: PAIB)の責任
- PAIBが、非倫理的行為又は違法行為に関わることの上司からのプレッシャー
- 便宜を図ってもらうための支払金、賄賂

これまでの議論を受けて、フェーズ2に分け、フェーズ1を、セクション300(導入)、同310(潜在的な相反)、同320(情報の作成及び報告)、同330(十分な専門知識を備えた行動)及び同340(金銭的利益)とする。なお、セクション320のうち、他者からのプレッシャーへの対処については、新しいセクション370(基本原則への違反のプレッシャー)を設けることとした。また、フェーズ2をセクション350(勧誘)とした。

上記のうち、フェーズ1については、2014年11月24日に公開草案「IESBA倫理規程PartCの改訂案」が公表され、それに寄せられたコメントを審議した結果、2015年12月の会議で出席ボードメンバー全員の賛成により最終規程としての内容が確定した。しかし、これからフェーズ2の検討が行われ、それと合わせて新しい構成に組み直すまでは正式の改訂規程としては有効にならない。そこで、とりあえず確定した内容が、情報提供という目的でClose-off documentという

形で2015年12月にIESBAのウェブサイトにおいて公表された。

今回の会議では、今までの会議で議論したフェーズ1及び「関連規定」の論点のフォローアップと、フェーズ2に関する検討が下記のように行われ、それぞれについて決議が行われた。

(1) フェーズ1:Close-off documentの新構成による公開草案の決定

今回の会議で審議した結果、出席ボードメンバー全員の賛成により、現行構成のClose-off documentを新構成に組み替えたもの(内容は同じ。)を公開草案として公表することが決定された。

また、今回の会議では、下記の「関連規定」を検討した結果として、用語集(Glossary)における「企業等所属の職業会計士」の説明の仕方をもっと実態に合ったものに変えた方が良いということになり、次のように変えることが提案された。

「従業員、契約者、パートナー、取締役等の役員、自営業者、ボランティア等様々な形で、商業、工業、サービス、公共セクター、教育、非営利セクター、規制当局、専門職団体等で働く職業会計士」

この変更案については、公開草案として意見募集することになった。

(2) 現行PartCを現行PartBにも適用する規定(関連規定)の検討

現行のPartBパラグラフ100.3と100.12には「PartCは企業等所属の職業会計士に適用するが、特定の状況においてはPartBが適用される会計事務所等所属の職業会計士にも当てはまる場合がある」という規定がある。これは、会計事務所等に雇用されている立場の職業会計士も、雇用関係という面では企業等所属の職業会計士の立場でもあり、現行PartCが適用になることを意味してい

ると解釈されている。しかし、会計事務所等所属の職業会計士がこの規定を具体的にどのように適用すべきなのか不明瞭、かつ、強制なのかオプションなのか不明確等の問題が指摘されている。そこで、この規定の意味を明確にするための説明文章を倫理規程PartA及びCのそれぞれに入れることになった。

前回の会議では、この「関連規定」の文章を検討した結果、ボードメンバー全員の同意が得られた。しかし、そこに例については様々な意見が出てまとまらずに持ち越しとなった。今回の会議でタスクフォースが提案した例は、監査の品質に抵触しないもの(関与社員が、担当関与先の監査チャージ時間を実際よりも短く記録するようにスタッフに対してプレッシャーをかける例)だったので、最終的に合意された。

なお、前述のように、フェーズ1は既にClose-off documentとして確定しているが、この「関連規定」については独立した公開草案として公表することを、出席ボードメンバー全員の賛成により決定した。

(3) フェーズ2:勧誘(Inducements)

現行PartCのセクション350は、勧誘の受入れ及び申出について規定しているが、これをどのように見直すかが前回以前の会議に引き続いて審議された。

また、今回の会議では、現行PartBのセクション260「贈答及び接待」も、フェーズ2と整合性が取れるように改訂するべきかどうかについて検討が行われた。

(4) 今後の予定

フェーズ1のClose-off documentの新構成による公開草案及び「企業等所属の職業会計士」の説明の変更案は、構成見直しプロジェクト・フェーズ2の公開草案の一部として、2017年1月に

公表された。

また、「関連規定」の公開草案は、構成見直しプロジェクト・フェーズ2の公開草案には含めないで、独立した公開草案として、2017年1月に公表された。なお、コメント募集期間は、90日間である。

フェーズ2については、2017年3月の会議において公開草案を承認する予定である。

5 違法行為への対応 (Responding to Non-Compliance with Laws and Regulations: NOCLAR)

(1) 今までの経緯

職業会計士が業務遂行時に感知した関与先(会計事務所等所属の会計士)や雇用主企業(企業等所属の会計士)の違法行為(疑義を含む。)に、どのように対応するべきかについて規定するこのNOCLARプロジェクトは、2012年に、いったん、公開草案を公表した。しかし、守秘義務に優先して外部への公表等を義務付けた公開草案にはほとんどの市場関係者が反対のコメントを寄せた。そこで、IESBAは、それらのコメントの分析と対応方針をまとめたFeedback Statementについて、世界中の市場関係者から広く意見を聴取して再公開草案を起草する方針を固める目的で、2014年に、香港、ブリュッセル及びワシントンでラウンド・テーブルを開催した。

それらに加えて、幅広い市場関係者へのコンサルテーション等の結果を踏まえて変更されたプロジェクト・フレームワークを開発し、それに基づいて作成された新しい規程案(セクション225: 会計事務所等所属の職業会計士、セクション360: 企業等所属の職業会計士)が審議されてきた。これらの審議を通して新しい規程案を作り、それを再公開草案として2015年

5月6日に公表した(再公開草案の概要については、本誌2015年7月号の本次会议報告を参照)。

(2) 現行構成による最終規程の公表

以上の約5年間に及ぶ審議を経た結果として、現行構成による最終規程は、2016年7月14日に公表された。適用日は、2017年7月15日からである。なお、監査人についても、監査対象の財務諸表の事業年度ではなく、この日から適用が始まる。

(3) 新しい構成による規程

前回及び今回の会議では、先に公表された現行構成による最終規程を、新しい構成による規程に組み変えたドラフトを審議した結果、出席ボードメンバー全員の賛成によりこのドラフトを公開草案として公表することが決定された。なお、この組換えによって現行構成による規程の内容は変更されていない。

(4) 周知及び適用に向けた支援

NOCLAR規程の内容は複雑で解釈が難しい上、全ての分野における職業会計士に適用され、実務対応が難しい規程である。したがって、IESBAは、新規程の周知徹底を図り、実務における適用面を支援するための各種ツール(解説文書、Q&A、フローチャート等)を作成するため

のNOCLAR Implementation Advisory Groupを立ち上げて、作業を進めている。前回及び今回の会議では、このグループが作ったQ&Aのドラフトを審議して内容を確定した。

(5) 今後の予定

新構成による公開草案は、構成見直しプロジェクト・フェーズ2の公開草案の一部として、2017年1月に公表された。

また、Q&Aの最終版は2017年1月に公表された。

6 倫理規程の構成の見直し (Improving the Structure of the Code)

倫理規程の構成の見直しプロジェクトの目的は、IESBAの倫理規程の明瞭化及び利便性の改善方法を特定し、それによって倫理規程の適用(adoption)、効果的な履行及び一貫した適用を促進する方法を検討することである。しかし、本プロジェクトの目的はあくまでもこのようなことに限定され、現行規程の内容を変更するものではないことに留意を要する。

2014年11月4日に、市場関係者にこのプロジェクトの内容と方針を説明してコメントを求めるためのコンサルテーション・ペーパー(CP)「IESBA倫理規程の構成の改善」が公表された。

フェーズ1公開草案	フェーズ2公開草案
2015年12月21日公表	2016年12月のIESBA会議で承認
<ul style="list-style-type: none"> ・Preface(序文) ・Guide to the Code(倫理規程の手引き) ・PartA(倫理規程の序論及び基本原則) ・PartC(会計事務所等所属の職業会計士) ・C1(監査・レビュー業務の独立性) ・Glossary(用語集) 	<ul style="list-style-type: none"> ・PartB(企業等所属の職業会計士) ・PartCのうちの、違法行為への対応 ・C1の一部(長期的関与、非保証業務、利用と配布の制限が付された報告書) ・C2(その他の保証業務の独立性)

(注)(a)上記のうち、PartCは現行のPartBから、PartBは現行のPartCから、変更されるものである。

(b)フェーズ1公開草案に寄せられたコメントの審議の過程において、上記のPartA、B、C、C1及びC2は、それぞれPart1、2、3、4A及び4Bに変更された。

そして、それに寄せられたコメントを分析、検討した結果、公開草案を前頁の表のように2回に分割して公表することになり、フェーズ1の公開草案が2015年12月21日に公表された(本公開草案の概要については、本誌2016年6月号の本会議報告を参照)。

(1) フェーズ1の最終改訂内容を基本的に合意

フェーズ1の公開草案に寄せられたコメント(本誌2016年9月号の本会議報告を参照)を前回以前の会議において審議した結果を反映した最終改訂内容が、出席ボードメンバー全員の賛成により基本的に合意された(前回以前の会議報告を参照)。

(2) フェーズ2公開草案の決定

前回以前の会議に続いて、前頁の表のフェーズ2公開草案の内容を審議した結果、出席ボードメンバー全員の賛成により公開草案が決定した。

なお、このフェーズ2公開草案の一部として、下記のプロジェクトの公開草案も含められる。

- ・ 「長期的関与の見直し」の新構成による公開草案
- ・ 「倫理規程のPartCの見直し」フェーズ1の新構成による公開草案
- ・ 「違法行為への対応」の新構成による公開草案

(3) 今後の予定

フェーズ2の公開草案は、2017年1月に公表された。なお、コメント募集期間は、120日間である。また、市場関係者の理解をサポートする目的で、スタッフが作成した新構成によるIESBA倫理規程全体(フェーズ1と2を合体したもの)と、フェーズ1の内容に基本的に合意した説明文書等を、IESBAウェブサイトと同時に掲載した。

7 職業的懐疑心(Professional Skepticism)

昨今の監査監督機関の各種レポート、各国・地域における監査関連機関及び各種学会における活動・報告において、職業会計士の職業的懐疑心をより高め、実務における適用を強化する必要があるとの指摘が多くなされている。

このような背景の下で、現在、IFACの3つの基準設定主体、IESBA、IAASB及び国際会計教育基準審議会(International Accounting Education Standards Board: IAESB)が共同で進めている職業的懐疑心のプロジェクトについての報告と、論点の審議が前々回の会議で行われた(本誌2016年9月号の本会議報告を参照)。

また、前回の会議では、論点をまとめたペーパー“Straw Man”についての意見交換が行われ、このプロジェクトの進め方については、3つの選択肢の中から、次のオプション3を採用することになった。

オプション3: 短期プロジェクトと長期的プロジェクトの組合せにする。 短期的プロジェクトとしては、会計事務所等に所属する職業会計士及び独立性に限定して職業的懐疑心と基本原則の関連性を説明した短い文章を、新構成Part1、セクション120「概念的枠組み」に入れ、この文章を2016年12月の会議で承認した構成見直しプロジェクト・フェーズ2の公開草案に入れる。

今回の会議では、上記のオプション3に即して、短期プロジェクトの案がワーキング・グループから提案されて審議した。それは、概念的枠組みアプローチにおいて、基本原則に準拠するときに、全ての職業会計士は批判的精神(Critical Mindset)という考え方をもち、監査又は保証業務を行う職業会計士は職業的

懐疑心 (Professional Skepticism) を持つというものであった。

しかし、今回はこの提案を十分に審議する時間が取れず、プロジェクトの進め方に関するボードメンバーの意見もまとまらなかった。そこで、2017年3月の会議において、進め方に関するプロジェクト・プロポーザル及び短期プロジェクトに関する変更案がワーキング・グループから提案されることになった。

8 監査報酬 (Fees)

PIOB、CAG及び証券監督者国際機構 (IOSCO) 等を含む市場関係者の間で、最近、監査法人への監査報酬切下げプレッシャーが厳しくなり、それが監査人の独立性や監査の品質に悪い影響を与えているのではないかとの危惧が高まっている。

それに応える形で、監査報酬の実態に関する簡単な調査をした上で、低額監査報酬や不当な監査報酬切下げプレッシャーは監査人の独立性や監査の品質に悪影響を与え、基本原則の遵守に対する潜在的な阻害要因になる旨を警告するIESBAスタッフ文書「監査報酬切下げプレッシャーの局面における監査報酬の決定に関する倫理的考慮事項」を2016年1月6日に公表した。なお、当時の日本公認会計士協会 (JICPA) の倫理担当であった上林常務理事が、このスタッフ文書に関するお知らせ文書を2016年4月19日にJICPAのウェブサイト公表しているため、そこに添付された日本語訳スタッフ文書と共に参照していただきたい。

IESBAは、このスタッフ文書の公表に続いて、G20を中心とした世界における監査報酬の実態についてより詳しく調査研究をするためのワーキング・グループを

立ち上げ、活動を始めていた。そして、ワーキング・グループが監査報酬に関する調査、研究を委託しているニュージーランドのオークランド大学のDavid Hay教授が今回の会議に出席され、次のような内容に関する調査結果が報告されて質疑応答が行われた。

- ・ 個別企業の監査報酬の水準
- ・ 監査報酬の相対的な金額
- ・ 特定の依頼人への依存度合
- ・ 非監査報酬の割合
- ・ 重要な非監査ビジネスを行っている監査法人の監査業務

2017年3月の会議では、ワーキング・グループの今後の活動計画について提案を受けることになった。

9 IESBA2019-2023戦略サーベイ (IESBA Strategy 2019-2023 Survey)

IESBAの2019年から2023年の戦略及びワークプラン (IESBA Strategy and Work Plan (SWP) 2019-2023) を作成する場合のインプットを得るために、広く市場関係者から意見を求めるサーベイの案について審議が行われた。2017年3月の会議において、サーベイ案を承認する予定である。

10 IESBAにおける基準設定デュープロセスの弱点が露呈

前記2 (97頁) に記載のように、IESBAは、パートナー・ローテーションの改訂に関する2つの公開草案 (2014年8月及び2016年2月の限定版) に寄せられたコメントの分析・検討作業及びPIOB、CAG、各国基準設定主体 (NSS) 等との意見交換も全て終えて、前回の会議では、経過措置と適用日を除いて、現行構成による最終基準案 (Close-off text) を決定した。そし

て、経過措置と適用日は、2016年10月の電話によるボード会議で決定する予定であった。

ところが、前回の会議後にPIOBから、この最終基準案は複雑すぎる等の理由により、主に次の3点について、大幅に変更するようにとの要求が寄せられた。

- ・ 地域規定 (Jurisdictional Provision) の大幅な変更と、変則的な時限規定の新設
- ・ クーリングオフ期間における、主に中小監査法人向け緩和措置の削除
- ・ 適用日に関する経過措置は規定しないこと

このようなPIOBからの要求を受け入れるかどうか、そして、このような変更に対して、さらに一般から意見を求める公開草案を公表すべきかどうかを審議した結果、多少の表現変更をした上でPIOBの要求をそのまま受け入れ (ボードメンバー1人は棄権、1人は反対)、かつ、再公開草案は公表しない (1人は公表することに賛成) ことで決着した。

しかし、このような基準設定の最終局面におけるハプニングは、次の問題を提起していると思われる。

① はたして、PIOBの役割は何なのか?

PIOBの「2017-2019 PIOB Strategy Public Consultation Paper」 (<http://www.ipiob.org/index.php/public-consultation-2016>) の中の質問に対して、IFACは次のように回答している。「基準についての技術的知識のないPIOBが、タスクフォースによる技術的な議論を継続的に監視することからは、明確なベネフィットや意味のある結論は何も得られないばかりか、かえって不必要な追加のコストを生むことになる。そして、基準設定の進捗を遅らせてしまうだけである。したがって、PIOBは、基準設定プロセスが効率的に行われているかどうか、かつ、公共の利益が保護され

ているかどうかという観点から、主にデュープロセスの監視にフォーカスするべきである。」

今回の件は、正にIFACのこの回答が示している問題が現実になったといえる。

② PIOBとIESBA執行部のコミュニケーションは、うまくいったのか？

パートナー・ローテーション・プロジェクトは、既に3年以上もかけて審議しており、その過程で何回もPIOBとIESBA執行部は意見交換をしてきたはずである。それなのに、今回のようにLast minutesという段階になってどんでん返しが起こったということは、両者間におけるコミュニケーションに何らかの問題があったと思わざるを得ない。

③ 複雑すぎるIFACのガバナンス構造は、独立性の阻害要因になっていないのか？

IFACには、4つの基準審議会を監督、監視、諮問等する機関としてMG、PIOB、CAGがある。さらに、IOSCOのC1や監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)のSCWGなどの各国規制当局の国際組織からもフィードバックを受けている。このように複雑な階層の監督組織の中にあって、IESBAは、はたして、本当の意味での独立性を確保できているのか、筆者の3年間の任期中には、疑問に思うことが時々あった。

11 次回の会議予定

今回は、2017年3月13日から15日までの間、ニューヨークで開催される予定である。

(追記) IESBAボードメンバー退任に当たって

筆者は、2016年12月31日をもって、3年間にわたったIESBAボードメンバーの任期を満了した。筆者の任期中は、違法行為への対応、パートナーの長期的関


与、セーフガード、PartC(企業等所属の職業会計士の規定)、倫理規程の構成見直し、非保証業務等、たくさんのプロジェクトが同時進行して、非常に忙しく、かつ、やりがいのある期間であった。特に、違法行為への対応プロジェクトのタスクフォース・メンバーとして、この重要なプロジェクトに深く関与できたことは、たいへん貴重な経験であった。

筆者は、パブリック・ボードメンバーという立場上、どの組織や地域にも属さず独立性が強く求められていたため、地域性に立脚した日本の特殊論やJICPAの立場に立った発言等が思うようにできなかった歯がゆさを感じるが多々あった。それでも、批判を承知の上で、筆者は可能な限り日本の立場に配慮した発言や行動をしてきたつもりである。

また、最後の今回の会議で、初めてであり、かつ、最後の反対票を3票も投じざるを得ない局面に立たされたことは、単なる筆者の思い出というような感傷的なことではなく、IFAC全体のガバナンスのあり方について大きな疑問を持つ会議になってしまったことには、後味の悪い思いがしている(前記2及び10参照)。

最後に、筆者の後任の福川裕徳一橋大学教授のご健闘を祈願し、3年間にわたって筆者をサポートしてくださった矢定俊博テクニカル・アドバイザー及びJICPA役員と事務局の皆様に厚く御礼を申し上げて、3年間に及ぶ筆者の会議報告を終える。

*必須研修科目「職業倫理」研修教材

教材コード	J 0 1 0 1 1 9
 研修コード	1 0 0 1
履修単位	1 単位